

「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」開催要綱

(目的)

第 1 条 近年、新しい津波対策工法 (PC 工法) を実施したタンク (宮城県気仙沼市) が建設されたこと、また「消防防災科学技術研究推進制度」(競争的資金)において、津波対策工法の研究が一定の成果を挙げるなど、タンク本体の津波対策工法について知見が得られつつあることから、津波に対して有効な対策工法について技術的検討を実施する。また、津波対策工法の大雨等による浮揚対策としての有効性についても検討する。

(調査検討事項)

第 2 条 検討会は次の事項について調査検討を行う。

- (1) 現在実施されている津波・水害対策に関する調査
- (2) 提案される津波・水害対策工法案の技術的検討
- (3) 新規津波・水害対策工法の提案、検討
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第 4 条 座長及び委員の任期は、委嘱日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。